

○奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十四号

〔奈良県歯科保健検討委員会規則〕をここに公布する。

奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則

(平二五規則一〇八・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二五規則一〇八・一部改正)

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 歯科口腔<sup>くわう</sup>保健に係る計画の策定、進捗の評価等に関すること。
- 二 歯と口腔の健康の保持の推進に資する補助事業の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項

(平二五規則一〇八・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 歯科口腔保健対策に関し十分な知識と経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(平二五規則一〇八・一部改正)

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、福祉保険部医療政策局健康推進課において処理する。

(平三〇規則三三・令七規則三九・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までとする。

附 則(平成二五年規則第一〇八号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和七年規則第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。